

【制度改正に伴う専門家派遣事業】

働き方改革実務講習会のご案内

日 時 令和3年12月7日（火）

13:30～15:30

場 所 新見商工会議所3階研修室

受講料 無 料

講 師

山元経営労務事務所 代表

社会保険労務士・中小企業診断士

山元 正揮 様

2019年4月から施行されている「働き方改革関連法」では、時間外労働の上限規制が導入され、年次有給休暇の確実な取得が義務化されました。

また、今年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用になりましたが、「同一労働同一賃金」をふまえて自社の就業規則や賃金規定をどのように見直しをすればよいか悩んでいる企業様も多く見受けられます。中小企業に於いては法律や制度改正を正しく理解して業務等の改善を行い、魅力ある職場づくりを実現させることで人手不足解消にも繋がります。

講習会では「働き方改革関連法」と「同一労働同一賃金」のポイントを分かりやすく解説するとともに、活用しやすい厚生労働省関連の助成金についてもお知らせします。

経営者の方または、担当者の方には、是非ともご参加いただきますようご案内致します。

セミナーの内容

1. 「働き方改革」関連法のポイント
2. わかりやすい「同一労働同一賃金」
3. リスクについて考える（ケーススタディ）
4. 子育て等と仕事の両立支援策の充実
5. 高齢者の就業促進
6. 活用しやすい助成金

主 催 新見商工会議所・新見中小企業相談所

後 援 （公社）新見法人会

お 願 い 新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用で受講をお願い致します。

お申し込み 下記の申込み書にご記入の上、11月30日までにお申し込み下さい。

新見商工会議所 指導課(吉田) FAX 72-0347 TEL 72-2139

<切り取り>

新見商工会議所 指導課 宛（FAX：72-0347）

働き方改革実務講習会(12月7日) 参加申込書

事業所名		受 講 者 氏 名	
所在地			
電話番号			

※ご記入いただいた個人情報につきましては、当商工会議所からの各種情報提供の目的のみに使用いたします。